

令和 7 年 9 月 30 日

【照会先】

政策統括官付参事官付社会統計室

室 長 安川 学

室長補佐 岸 泰弘

(担 当) 介護統計第三係

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 7570)

(直通電話) 03(3595)2918

令和 6 年度 介護給付費等実態統計の概況

(令和 6 年 5 月審査分～令和 7 年 4 月審査分)

目 次

統計の概要	1 頁
結果の概要	
1 受給者の状況	
(1) 年間受給者数	2
(2) 要介護（要支援）状態区分の変化	4
(3) 性・年齢階級別にみた受給者の状況	5
2 費用額の状況	
(1) 費用額累計における年次推移及びサービス種類別の状況	6
(2) 都道府県別にみた受給者 1 人当たり費用額	8
3 居宅サービスの状況	
(1) 訪問介護	9
(2) 通所介護・通所リハビリテーション	9
4 地域密着型サービスの状況	10
5 施設サービスの状況	11
統 計 表	12
用語の定義	17

令和 6 年度介護給付費等実態統計の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載しています。

アドレス (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/45-1.html>)

統計の概要

1 統計の目的

この統計は、介護サービスに係る給付費等の状況を把握し、介護報酬の改定など、介護保険制度の円滑な運営及び政策の立案に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

2 集計対象

介護保険総合データベースに蓄積されている都道府県国民健康保険団体連合会の審査したすべての介護給付費明細書、介護予防・日常生活支援総合事業費明細書及び給付管理票を集計対象とした。

ただし、福祉用具購入費、住宅改修費など市区町村が直接支払う費用（償還払い）は含まない。

3 集計時期

毎月（令和6年5月審査分～令和7年4月審査分）

4 集計事項

介護給付費明細書及び介護予防・日常生活支援総合事業費明細書
受給者数、費用額、性、年齢、要介護(要支援)状態区分、サービス種類等

5 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
推計値、比率等で、丸めた結果が表章すべき最下位のけたの1に達しない場合	0、0.0
減少数（率）の場合	△

(2) 原審査分（請求時期が遅れたものを含む。）について集計しており、過誤・再審査分は含まない。請求時期が遅れたものの中には、廃止されたサービス種類も含む。

(3) 数値はそれぞれの表章単位未満での四捨五入等のため、内訳の合計が総数に一致しない場合や対前年度増減数（率）の計算が一致しない場合がある。

(4) 介護報酬改定の状況

- 実施時期 令和6年4月1日、6月1日
- 改定率 +1.59%
(内訳 介護職員の処遇改善 +0.98% その他 +0.61%)

結 果 の 概 要

1 受給者の状況

(1) 年間受給者数

令和6年度（令和6年5月審査分～令和7年4月審査分）における介護予防サービス及び介護サービスの年間累計受給者数は全体で68,597.3千人と、令和5年度と比較すると1,517.8千人（2.3%）増加している。そのうち介護予防サービスの年間累計受給者数は11,431.7千人、介護サービスの年間累計受給者数は57,191.2千人と、それぞれ623.6千人（5.8%）、896.4千人（1.6%）増加している。

また、年間実受給者数は全体で6,754.0千人と、令和5年度と比較すると121.9千人（1.8%）増加している。そのうち介護予防サービスの年間実受給者数は1,303.9千人、介護サービスの年間実受給者数は5,731.1千人と、それぞれ59.3千人（4.8%）、64.6千人（1.1%）増加している。（表1、表2-1、表2-2）

表1 受給者数の年次推移

（単位：千人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年度増減数	対前年度増減率
年間累計受給者数 ¹⁾	64 830.0	65 857.7	67 079.4	68 597.3	1 517.8	2.3%
年間実受給者数 ²⁾	6 381.7	6 524.4	6 632.0	6 754.0	121.9	1.8%

注：1）「年間累計受給者数」は、各年度とも5月から翌年4月の各審査月の介護予防サービス又は介護サービス受給者数の合計である。

2）「年間実受給者数」は、各年度とも4月から翌年3月の1年間において一度でも介護予防サービス又は介護サービスを受給したことのある者の数であり、同一人が2回以上受給した場合は1人として計上している。ただし、当該期間中に被保険者番号の変更があった場合には、別受給者として計上している。

表2-1 サービス種類別にみた受給者数（介護予防サービス）

（単位：千人）

	年間累計受給者数 ¹⁾				年間実受給者数 ²⁾			
	令和6年度	令和5年度	対前年度		令和6年度	令和5年度	対前年度	
			増減数	増減率			増減数	増減率
総 数	11 431.7	10 808.1	623.6	5.8%	1 303.9	1 244.6	59.3	4.8%
介護予防居宅サービス	11 237.6	10 620.2	617.4	5.8%	1 289.8	1 230.2	59.5	4.8%
訪問通所	10 468.6	9 898.2	570.4	5.8%	1 194.5	1 138.6	55.9	4.9%
介護予防訪問入浴介護	4.6	4.7	△ 0.1	△ 1.5%	1.0	1.1	△ 0.1	△ 6.5%
介護予防訪問看護	1 498.3	1 352.8	145.5	10.8%	200.7	182.5	18.2	10.0%
介護予防訪問リハビリテーション	354.7	331.2	23.5	7.1%	48.3	45.6	2.7	5.9%
介護予防通所リハビリテーション	2 272.1	2 181.4	90.7	4.2%	268.1	259.3	8.8	3.4%
介護予防福祉用具貸与	8 322.8	7 843.8	479.0	6.1%	952.4	904.6	47.8	5.3%
短期入所	114.0	109.7	4.3	3.9%	40.9	39.1	1.8	4.5%
介護予防短期入所生活介護	104.5	100.4	4.1	4.1%	37.3	35.6	1.7	4.7%
介護予防短期入所療養介護（老健）	9.4	9.2	0.2	2.4%	3.9	3.8	0.1	3.4%
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0.1	0.1	△ 0.0	△ 17.1%	0.0	0.1	△ 0.0	△ 26.9%
介護予防短期入所療養介護（医療院）	0.1	0.1	△ 0.0	△ 14.4%	0.0	0.0	△ 0.0	△ 9.8%
介護予防居宅療養管理指導	992.3	895.2	97.1	10.8%	141.3	129.0	12.2	9.5%
介護予防特定施設入居者生活介護	399.0	380.1	18.9	5.0%	48.1	46.3	1.8	3.9%
介護予防支援	10 395.1	9 834.0	561.1	5.7%	1 203.7	1 148.0	55.7	4.8%
地域密着型介護予防サービス	160.9	159.8	1.1	0.7%	22.3	22.3	0.0	0.1%
介護予防認知症対応型通所介護	8.8	9.4	△ 0.5	△ 5.4%	1.5	1.5	△ 0.0	△ 1.1%
介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）	137.7	136.6	1.0	0.8%	18.5	18.5	△ 0.1	△ 0.3%
介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）	0.4	0.4	0.0	10.9%	0.2	0.2	0.0	8.3%
介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	14.0	13.5	0.6	4.3%	2.2	2.1	0.1	3.6%
介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）	0.0	0.0	△ 0.0	△ 10.6%	0.0	0.0	0.0	17.2%

注：1）「年間累計受給者数」は、各年度とも5月から翌年4月の各審査月の介護予防サービス受給者数の合計であり、各審査月の受給者数には月の途中で要支援から要介護に変更になった者を含む。

2）「年間実受給者数」は、各年度とも4月から翌年3月の1年間において一度でも介護予防サービスを受給したことのある者の数であり、同一人が2回以上受給した場合は1人として計上している。ただし、当該期間中に被保険者番号の変更があった場合には、別受給者として計上している。

表2-2 サービス種類別にみた受給者数(介護サービス)

(単位:千人)

	年間累計受給者数 ¹⁾				年間実受給者数 ²⁾			
	令和6年度	令和5年度	対前年度		令和6年度	令和5年度	対前年度	
			増減数	増減率			増減数	増減率
総 数	57 191.2	56 294.7	896.4	1.6%	5 731.1	5 666.5	64.6	1.1%
居宅サービス	42 091.0	41 251.2	839.8	2.0%	4 475.5	4 411.7	63.9	1.4%
訪問通所	35 142.7	34 632.1	510.6	1.5%	3 870.3	3 827.2	43.1	1.1%
訪問介護	13 322.2	13 142.5	179.7	1.4%	1 612.7	1 592.4	20.3	1.3%
訪問入浴介護	793.3	818.8	△ 25.5	△ 3.1%	130.6	136.1	△ 5.5	△ 4.1%
訪問看護	8 330.2	7 811.8	518.4	6.6%	1 048.7	988.1	60.6	6.1%
訪問リハビリテーション	1 463.0	1 430.3	32.7	2.3%	190.5	186.9	3.6	1.9%
通所介護	14 390.6	14 201.8	188.8	1.3%	1 680.4	1 661.7	18.7	1.1%
通所リハビリテーション	4 993.5	5 012.8	△ 19.3	△ 0.4%	593.9	596.1	△ 2.2	△ 0.4%
福祉用具貸与	25 362.3	24 809.2	553.1	2.2%	2 950.8	2 893.7	57.1	2.0%
短期入所	4 017.5	4 033.0	△ 15.5	△ 0.4%	808.7	806.8	1.9	0.2%
短期入所生活介護	3 570.0	3 577.6	△ 7.7	△ 0.2%	704.5	701.9	2.6	0.4%
短期入所療養介護(老健)	464.8	472.2	△ 7.4	△ 1.6%	128.9	130.3	△ 1.3	△ 1.0%
短期入所療養介護(病院等)	5.7	7.2	△ 1.5	△ 21.3%	1.2	1.6	△ 0.4	△ 25.7%
短期入所療養介護(医療院)	4.7	4.3	0.5	11.4%	1.2	1.1	0.1	8.2%
居宅療養管理指導	13 713.7	12 704.6	1 009.1	7.9%	1 615.8	1 510.0	105.8	7.0%
特定施設入居者生活介護(短期利用以外)	3 006.1	2 903.4	102.7	3.5%	338.8	326.8	12.0	3.7%
特定施設入居者生活介護(短期利用)	10.1	10.8	△ 0.7	△ 6.4%	4.0	4.4	△ 0.3	△ 7.5%
居宅介護支援	35 645.9	35 217.4	428.5	1.2%	3 998.1	3 957.7	40.5	1.0%
地域密着型サービス	11 223.2	11 090.8	132.4	1.2%	1 281.1	1 268.8	12.3	1.0%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	540.0	488.3	51.8	10.6%	69.8	63.3	6.5	10.3%
夜間対応型訪問介護	86.1	88.1	△ 2.0	△ 2.2%	12.0	12.4	△ 0.4	△ 3.3%
地域密着型通所介護	5 161.5	5 106.3	55.1	1.1%	622.6	618.7	3.9	0.6%
認知症対応型通所介護	564.6	581.5	△ 16.9	△ 2.9%	70.5	72.8	△ 2.4	△ 3.2%
小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)	1 223.0	1 231.4	△ 8.3	△ 0.7%	146.0	148.6	△ 2.6	△ 1.7%
小規模多機能型居宅介護(短期利用)	6.4	6.2	0.1	1.8%	2.9	3.0	△ 0.0	△ 1.5%
認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	2 607.0	2 580.7	26.3	1.0%	276.7	273.3	3.4	1.2%
認知症対応型共同生活介護(短期利用)	6.0	6.0	△ 0.0	△ 0.2%	2.6	2.6	△ 0.0	△ 1.7%
地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用以外)	101.8	100.7	1.1	1.1%	11.6	11.3	0.3	2.6%
地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用)	0.4	0.4	0.0	11.3%	0.2	0.2	0.0	3.7%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	782.4	773.5	8.9	1.1%	86.1	84.5	1.6	1.9%
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外)	271.7	250.3	21.4	8.6%	35.9	33.6	2.3	6.9%
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用)	4.0	3.8	0.2	6.4%	2.0	1.9	0.2	8.6%
施設サービス	11 725.5	11 665.2	60.3	0.5%	1 352.5	1 337.3	15.2	1.1%
介護福祉施設サービス	6 986.5	6 915.2	71.2	1.0%	760.7	749.3	11.4	1.5%
介護保健施設サービス	4 162.6	4 183.3	△ 20.6	△ 0.5%	559.7	554.6	5.1	0.9%
介護医療院サービス	613.7	550.1	63.6	11.6%	82.5	74.9	7.6	10.2%

注:1)「年間累計受給者数」は、各年度とも5月から翌年4月の各審査月の介護サービス受給者数の合計であり、各審査月の受給者数には月の途中で要介護から要支援に変更になった者を含む。

2)「年間実受給者数」は、各年度とも4月から翌年3月の1年間において一度でも介護サービスを受給したことのある者の数であり、同一人が2回以上受給した場合は1人として計上している。ただし、当該期間中に被保険者番号の変更があった場合には、別受給者として計上している。

(2) 要介護(要支援)状態区分の変化

令和6年度における受給者のうち、令和6年4月から令和7年3月の各サービス提供月について1年間継続して介護予防サービス又は介護サービスを受給した者(以下「年間継続受給者」という。)は、4,063.2千人となっている(表3)。

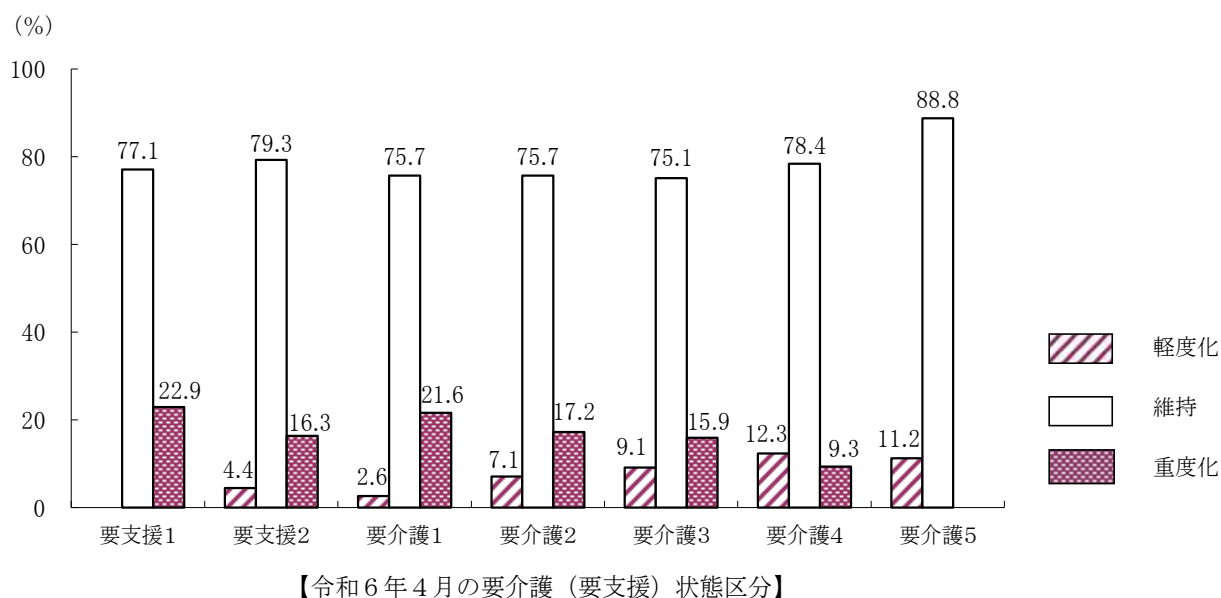
年間継続受給者の要介護(要支援)状態区分を令和6年4月と令和7年3月で比較すると、要介護(要支援)状態区分の変化がない「維持」の割合が、「要支援1」～「要介護4」でおよそ8割、「要介護5」でおよそ9割となっている(表3、図1)。

表3 要介護(要支援)状態区分別にみた年間継続受給者数の変化割合

(単位: %)

		令和7年3月							
		総数 (4 063.2 千人)	要支援1 (251.0 千人)	要支援2 (407.0 千人)	要介護1 (854.5 千人)	要介護2 (845.6 千人)	要介護3 (678.0 千人)	要介護4 (622.3 千人)	要介護5 (404.8 千人)
令和6年4月	総数 (4 063.2 千人)	100.0	6.2	10.0	21.0	20.8	16.7	15.3	10.0
	要支援1 (285.1 千人)	100.0	77.1	10.9	7.7	2.7	0.9	0.6	0.2
	要支援2 (428.6 千人)	100.0	4.4	79.3	8.3	5.2	1.6	1.0	0.2
	要介護1 (953.7 千人)	100.0	0.7	1.9	75.7	13.0	5.3	2.6	0.7
	要介護2 (834.6 千人)	100.0	0.4	1.2	5.6	75.7	10.4	5.1	1.7
	要介護3 (647.2 千人)	100.0	0.2	0.7	2.5	5.7	75.1	11.2	4.7
	要介護4 (577.7 千人)	100.0	0.2	0.5	1.7	3.4	6.5	78.4	9.3
	要介護5 (336.2 千人)	100.0	0.1	0.2	0.6	1.2	2.3	6.9	88.8

図1 年間継続受給者における令和6年4月時点の要介護(要支援)状態区分別にみた令和7年3月時点での変化割合



(3) 性・年齢階級別にみた受給者の状況

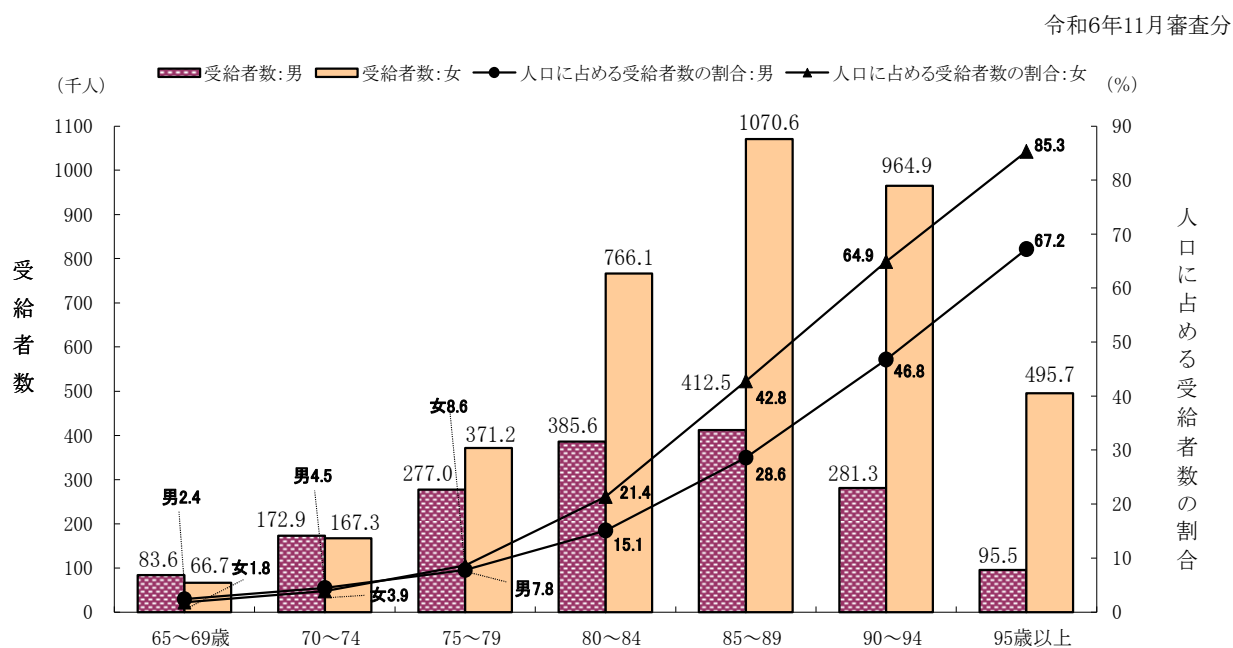
令和7年4月審査分においては、認定者数7,492.0千人、受給者数5,726.4千人となっており、受給者数を性別にみると、男1,777.0千人(31.0%)、女3,949.4千人(69.0%)となっている。また、認定者数に占める受給者数の割合をみると、男72.9%、女78.1%となっている。(表4)

65歳以上の各年齢階級別人口に占める受給者数の割合(令和6年11月審査分)を性別にみると、「75～79歳」以降のすべての階級において、女の受給者数の割合が男を上回っている(図2)。

表4 性別にみた認定者数・受給者数及び認定者数に占める受給者数の割合

	認定者数(千人)①		受給者数(千人)②		構成割合(%)		認定者数に占める受給者数の割合(%) ②/①	
	令和7年	令和6年	令和7年	令和6年	令和7年	令和6年	令和7年	令和6年
総数	7 492.0	7 341.1	5 726.4	5 616.3	100.0	100.0	76.4	76.5
男	2 438.1	2 380.7	1 777.0	1 737.3	31.0	30.9	72.9	73.0
女	5 053.9	4 960.4	3 949.4	3 879.0	69.0	69.1	78.1	78.2

図2 65歳以上における性・年齢階級別にみた受給者数及び人口に占める受給者数の割合



注：性・年齢階級別人口に占める受給者数の割合(%) = 性・年齢階級別受給者数 / 性・年齢階級別人口 × 100
人口は、総務省統計局「人口推計 令和6年10月1日現在(確定値)」の総人口を使用した。

2 費用額の状況

(1) 費用額累計における年次推移及びサービス種類別の状況

令和6年度の費用額累計は11,938,109百万円と、令和5年度と比較すると424,188百万円(3.7%)増加している(表5)。

サービス別に費用額累計をみると、介護予防サービスでは320,244百万円、介護サービスでは11,617,866百万円と、令和5年度と比較するとそれぞれ20,942百万円(7.0%)、403,246百万円(3.6%)増加している(表6-1、表6-2)。

表5 費用額累計の年次推移

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年度 増減額	対前年度 増減率
費用額累計 5月審査分～翌年4月審査分	10 778 334	11 029 131	11 191 213	11 513 921	11 938 109	424 188	3.7%

注:費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額(公費の本人負担額を含む)の合計額である。市区町村が直接支払う費用(償還払い)は含まない。

表6-1 サービス種類別にみた費用額累計(介護予防サービス)

(単位:百万円)

	費用額累計			
	令和6年度	令和5年度	対前年度	
			増減額	増減率
総 数	320 244	299 302	20 942	7.0%
介護予防居宅サービス	255 609	238 563	17 046	7.1%
訪問通所	204 161	190 942	13 219	6.9%
介護予防訪問入浴介護	180	177	3	1.8%
介護予防訪問看護	46 396	41 812	4 585	11.0%
介護予防訪問リハビリテーション	10 896	10 522	373	3.5%
介護予防通所リハビリテーション	86 433	83 047	3 386	4.1%
介護予防福祉用具貸与	60 256	55 383	4 873	8.8%
短期入所	4 688	4 477	211	4.7%
介護予防短期入所生活介護	4 232	4 025	207	5.1%
介護予防短期入所療養介護(老健)	444	436	8	1.9%
介護予防短期入所療養介護(病院等)	7	9	△ 2	△ 24.1%
介護予防短期入所療養介護(医療院)	4	7	△ 2	△ 33.2%
介護予防居宅療養管理指導	11 586	10 350	1 235	11.9%
介護予防特定施設入居者生活介護	35 174	32 793	2 381	7.3%
介護予防支援	49 550	46 322	3 227	7.0%
地域密着型介護予防サービス	15 085	14 417	668	4.6%
介護予防認知症対応型通所介護	459	481	△ 22	△ 4.7%
介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)	10 960	10 478	482	4.6%
介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用)	10	9	1	5.4%
介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	3 654	3 446	208	6.0%
介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)	2	2	△ 0	△ 16.8%

注:費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額(公費の本人負担額を含む)の合計額である。市区町村が直接支払う費用(償還払い)は含まない。

表6-2 サービス種類別にみた費用額累計(介護サービス)

(単位:百万円)

	費用額累計			
	令和6年度	令和5年度	対前年度	
			増減額	増減率
総 数	11 617 866	11 214 619	403 246	3.6%
居宅サービス	5 222 793	5 040 972	181 821	3.6%
訪問通所	3 855 267	3 731 161	124 106	3.3%
訪問介護	1 214 189	1 154 797	59 392	5.1%
訪問入浴介護	56 351	56 965	△ 614	△ 1.1%
訪問看護	406 433	378 804	27 629	7.3%
訪問リハビリテーション	58 679	56 352	2 327	4.1%
通所介護	1 338 790	1 317 079	21 711	1.6%
通所リハビリテーション	388 205	386 460	1 745	0.5%
福祉用具貸与	392 621	380 706	11 915	3.1%
短期入所	478 997	474 710	4 287	0.9%
短期入所生活介護	429 887	425 605	4 281	1.0%
短期入所療養介護(老健)	47 737	47 636	101	0.2%
短期入所療養介護(病院等)	864	1 004	△ 139	△ 13.9%
短期入所療養介護(医療院)	509	465	44	9.5%
居宅療養管理指導	194 391	175 712	18 679	10.6%
特定施設入居者生活介護(短期利用以外)	693 386	658 595	34 792	5.3%
特定施設入居者生活介護(短期利用)	751	794	△ 43	△ 5.4%
居宅介護支援	552 298	535 683	16 616	3.1%
地域密着型サービス	2 031 198	1 973 155	58 043	2.9%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	99 494	90 792	8 702	9.6%
夜間対応型訪問介護	3 920	3 839	81	2.1%
地域密着型通所介護	419 623	415 854	3 769	0.9%
認知症対応型通所介護	74 878	75 922	△ 1 044	△ 1.4%
小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)	285 425	281 066	4 359	1.6%
小規模多機能型居宅介護(短期利用)	279	262	17	6.4%
認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	780 564	759 263	21 301	2.8%
認知症対応型共同生活介護(短期利用)	507	509	△ 2	△ 0.4%
地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用以外)	23 333	22 679	654	2.9%
地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用)	33	35	△ 2	△ 5.2%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	260 677	248 781	11 897	4.8%
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外)	82 283	73 986	8 297	11.2%
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用)	183	169	15	8.7%
施設サービス	3 811 576	3 664 809	146 767	4.0%
介護福祉施設サービス	2 165 097	2 071 272	93 825	4.5%
介護保健施設サービス	1 395 754	1 353 062	42 692	3.2%
介護医療院サービス	250 669	222 051	28 619	12.9%

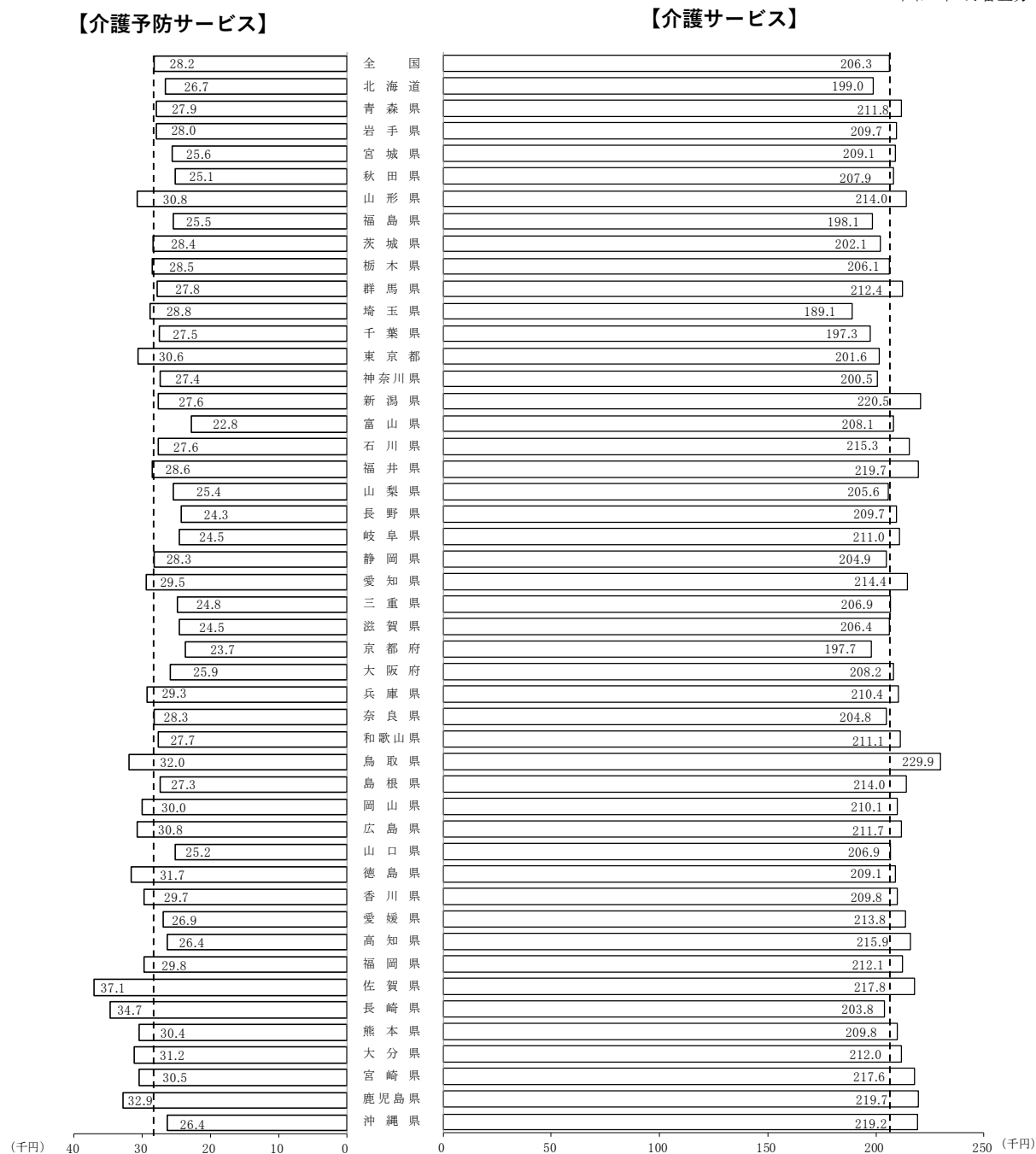
注:費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額(公費の本人負担額を含む)の合計額である。市区町村が直接支払う費用(償還払い)は含まない。

(2) 都道府県別にみた受給者1人当たり費用額

令和7年4月審査分における受給者1人当たり費用額を都道府県別にみると、介護予防サービスは佐賀県が37.1千円と最も高く、次いで長崎県が34.7千円、鹿児島県が32.9千円となっている。介護サービスでは、鳥取県が229.9千円と最も高く、次いで新潟県が220.5千円、福井県が219.7千円となっている。(図3)

図3 都道府県別にみたサービス別受給者1人当たり費用額

令和7年4月審査分



注: 受給者1人当たり費用額 = 費用額 / 受給者数

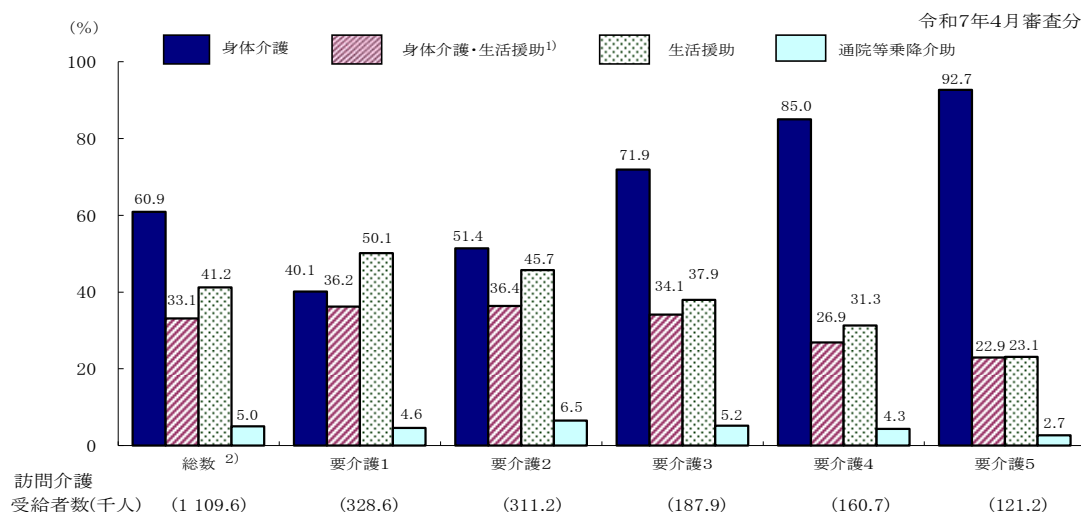
- 1) 費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額(公費の本人負担額を含む)の合計額である。市区町村が直接支払う費用(償還払い)は含まない。
- 2) 算出に用いた受給者数には、介護予防サービスは月の途中で要支援から要介護に変更になった者を含み、介護サービスは要介護から要支援に変更になった者を含む。

3 居宅サービスの状況

(1) 訪問介護

令和7年4月審査分における訪問介護サービスの要介護状態区分別の受給者について内容類型別の利用割合をみると、要介護1では「生活援助」50.1%、要介護5では「身体介護」92.7%が最も多くなっており、要介護状態区分が高くなるに従って「身体介護」の利用割合が多くなり、「生活援助」の利用割合は少なくなっている（図4）。

図4 訪問介護サービスの要介護状態区分別にみた内容類型別受給者数の利用割合



注: 訪問介護内容類型別受給者数の利用割合(%) = 内容類型別の受給者数 / 訪問介護受給者数 × 100

1) 「身体介護・生活援助」とは、身体介護に引き続き生活援助を行った場合をいう。

2) 月の途中で要介護から要支援に変更になった者は、総数に含み内訳には含まない。

(2) 通所介護・通所リハビリテーション

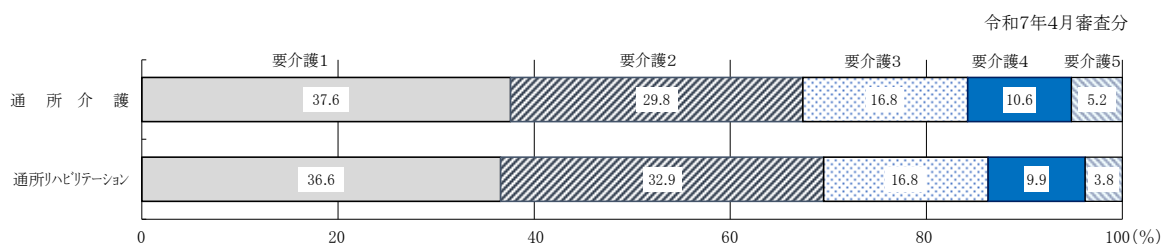
令和7年4月審査分における通所介護と通所リハビリテーションの受給者について要介護状態区分別の割合をみると、「要介護1」～「要介護3」の合計が全体の8割以上を占めている（表7、図5）。

表7 通所介護－通所リハビリテーションの要介護状態区分別受給者数及び割合

	通所介護		通所リハビリテーション	
	受給者数(千人)	構成割合(%)	受給者数(千人)	構成割合(%)
総数 ¹⁾	1 193.0	100.0	410.0	100.0
要介護1	448.8	37.6	150.1	36.6
要介護2	355.3	29.8	135.0	32.9
要介護3	200.7	16.8	68.8	16.8
要介護4	126.7	10.6	40.4	9.9
要介護5	61.5	5.2	15.7	3.8

注: 1) 月の途中で要介護から要支援に変更になった者は、総数に含み内訳には含まない。

図5 通所介護－通所リハビリテーションの要介護状態区分別受給者数の割合

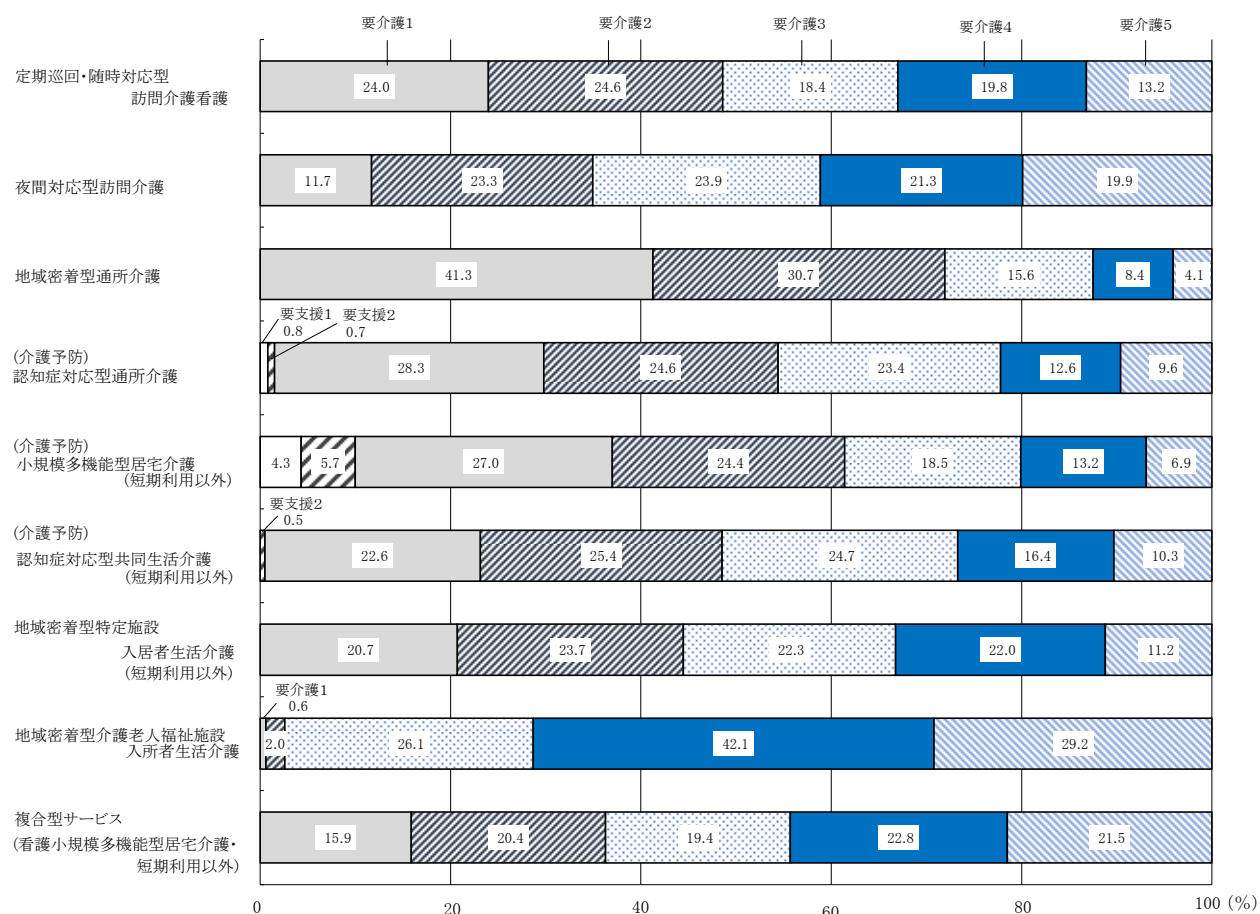


4 地域密着型サービスの状況

令和7年4月審査分における地域密着型（介護予防）サービスの種類別の受給者について要介護（要支援）状態区分別の割合をみると、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護では、「要介護3」～「要介護5」の割合が多くなっている（図6）。

図6 地域密着型（介護予防）サービスの種類別にみた
要介護（要支援）状態区分別受給者数の割合

令和7年4月審査分



5 施設サービスの状況

令和7年4月審査分における施設サービスの種類別の受給者について要介護状態区分別の割合をみると、介護福祉施設サービス及び介護医療院サービスでは「要介護3」～「要介護5」の割合が全体の9割以上を占め、介護医療院サービスでは「要介護4」「要介護5」の割合が特に多くなっている。介護保健施設サービスは「要介護3」「要介護4」の割合が多くなっている。(図7)

また、令和7年4月審査分の施設サービスの種類別に受給者1人当たり費用額をみると、いずれの施設サービスも要介護状態区分が高くなるほど費用額も高くなっている(図8)。

図7 施設サービスの種類別にみた要介護状態区分別受給者数の割合

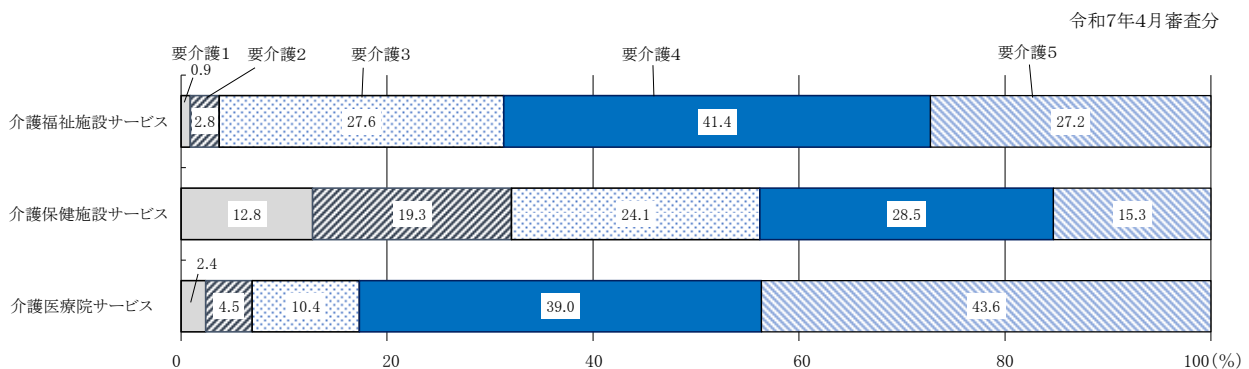
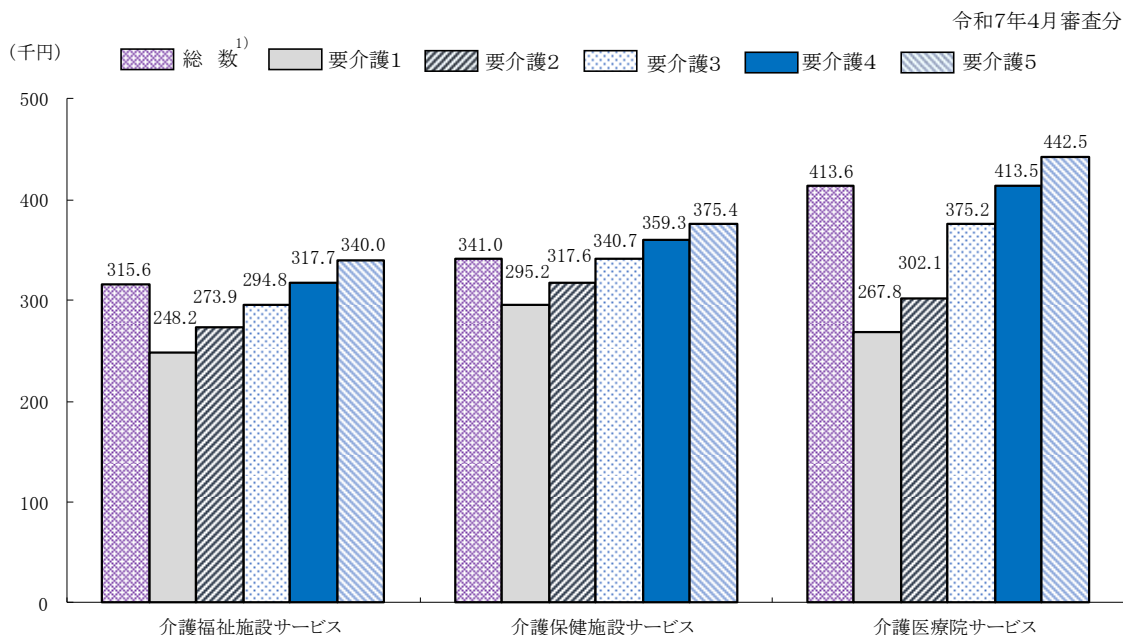


図8 施設サービスの種類別にみた要介護状態区分別受給者1人当たり費用額



注: 受給者1人当たり費用額 = 費用額 / 受給者数

費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額(公費の本人負担額を含む)の合計額である。市区町村が直接支払う費用(償還払い)は含まない。

1) 月の途中で要介護から要支援に変更になった者は、総数に含み内訳には含まない。

統計表 1 介護予防サービス受給者数、サービス種類、月別

(単位:千人)

	令和6年 5月審査分	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年1月	2月	3月	4月
総 数	919.4	941.7	942.1	951.2	945.0	955.0	958.6	963.0	965.9	962.9	959.0	967.8
介護予防居宅サービス	900.8	924.8	923.6	934.6	926.3	938.6	943.3	948.7	951.2	947.7	944.7	953.3
訪問通所	839.5	862.2	860.8	871.4	863.0	874.0	878.4	883.3	886.6	882.6	879.8	887.1
介護予防訪問入浴介護	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
介護予防訪問看護	117.4	120.0	118.5	124.3	123.2	125.0	126.9	128.1	128.6	128.0	128.3	130.0
介護予防訪問リハビリテーション	28.1	28.8	28.2	29.8	29.0	29.7	30.1	30.3	30.4	29.8	30.1	30.4
介護予防通所リハビリテーション	183.9	188.5	187.0	190.8	186.2	190.1	192.0	192.7	192.6	189.4	188.5	190.5
介護予防福祉用具貸与	666.6	685.8	686.9	690.0	685.6	694.1	697.0	701.5	705.1	702.9	700.6	706.5
短期入所	8.7	9.3	9.1	9.5	10.2	10.0	10.2	10.2	9.4	9.0	9.0	9.6
介護予防短期入所生活介護	7.9	8.5	8.3	8.8	9.3	9.1	9.3	9.3	8.6	8.3	8.2	8.8
介護予防短期入所療養介護(老健)	0.7	0.8	0.8	0.8	0.8	0.9	0.8	0.9	0.8	0.7	0.7	0.8
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
介護予防短期入所療養介護(医療院)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
介護予防居宅療養管理指導	78.1	79.0	80.0	80.9	80.8	82.8	84.0	84.7	84.7	85.3	85.2	86.9
介護予防特定施設入居者生活介護	31.8	32.9	32.5	33.1	32.8	33.3	33.4	33.6	33.8	33.8	33.8	34.4
介護予防支援	837.2	852.6	857.2	862.6	859.2	865.3	872.6	876.0	880.3	876.8	874.1	881.1
地域密着型介護予防サービス	13.0	13.4	13.3	13.6	13.4	13.6	13.5	13.5	13.5	13.4	13.3	13.4
介護予防認知症対応型通所介護	0.7	0.8	0.7	0.8	0.7	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7
介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)	11.1	11.5	11.4	11.6	11.5	11.6	11.5	11.6	11.6	11.4	11.4	11.4
介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	1.1	1.2	1.1	1.2	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	0.0	0.0	0.0

注: 受給者数には、月の途中で要支援から要介護に変更となった者を含む。

統計表2 介護サービス受給者数、サービス種類、月別

(単位:千人)												
	令和6年 5月審査分	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年1月	2月	3月	4月
総 数	4 679.8	4 839.9	4 766.0	4 802.0	4 732.3	4 797.9	4 785.8	4 795.0	4 779.4	4 739.6	4 712.0	4 761.5
居宅サービス	3 444.2	3 539.8	3 505.5	3 530.0	3 480.0	3 526.5	3 528.6	3 534.3	3 526.3	3 491.0	3 470.3	3 514.4
訪問通所	2 883.8	2 965.0	2 931.4	2 956.3	2 909.8	2 940.4	2 944.7	2 952.2	2 944.4	2 909.3	2 887.6	2 917.8
訪問介護	1 078.7	1 122.5	1 107.2	1 119.9	1 102.6	1 116.2	1 122.1	1 122.0	1 120.1	1 103.9	1 097.4	1 109.6
訪問入浴介護	66.7	67.4	67.1	66.8	65.2	65.4	65.7	66.3	66.8	65.4	65.0	65.8
訪問看護	668.9	679.2	667.8	697.2	689.6	696.4	704.8	708.1	708.6	702.5	697.6	709.3
訪問リハビリテーション	119.5	121.0	118.3	124.7	121.2	122.5	123.2	124.4	123.7	121.3	120.9	122.3
通所介護	1 180.1	1 210.1	1 205.0	1 209.4	1 186.8	1 204.4	1 211.1	1 216.8	1 209.8	1 184.3	1 179.8	1 193.0
通所リハビリテーション	414.8	421.0	416.6	422.9	413.2	417.3	421.6	422.6	420.0	408.3	405.3	410.0
福祉用具貸与	2 066.4	2 120.2	2 116.2	2 114.4	2 091.5	2 119.5	2 122.1	2 136.2	2 137.8	2 114.5	2 101.1	2 122.3
短期入所	327.2	341.9	334.6	337.0	334.3	341.3	345.9	344.9	338.7	323.2	317.3	331.2
短期入所生活介護	290.0	302.3	295.5	298.7	297.7	304.0	306.2	304.6	300.9	289.7	284.4	295.9
短期入所療養介護(老健)	38.5	41.0	40.6	39.7	38.0	38.8	41.3	41.8	39.4	34.9	34.2	36.6
短期入所療養介護(病院等)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4
短期入所療養介護(医療院)	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
居宅療養管理指導	1 096.0	1 111.6	1 123.4	1 132.5	1 123.4	1 145.6	1 158.2	1 161.2	1 165.0	1 157.3	1 157.5	1 181.9
特定施設入居者生活介護(短期利用以外)	242.2	250.9	248.0	250.1	248.6	251.3	251.9	252.6	254.0	252.2	250.5	253.9
特定施設入居者生活介護(短期利用)	0.8	0.9	0.8	0.8	1.0	0.9	0.9	0.8	0.9	0.8	0.7	0.8
居宅介護支援	2 919.2	2 986.4	2 971.9	2 979.5	2 959.4	2 971.7	2 991.3	3 000.3	2 997.2	2 959.2	2 940.1	2 969.7
地域密着型サービス	908.5	946.3	933.0	944.7	929.1	941.0	942.2	947.7	943.4	929.0	924.6	933.7
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	41.6	43.6	43.4	44.6	44.1	44.9	45.4	45.7	46.8	46.5	46.4	47.1
夜間対応型訪問介護	7.2	7.2	7.2	7.3	7.1	7.2	7.2	7.1	7.2	7.2	7.0	7.1
地域密着型通所介護	419.6	434.8	430.6	435.6	425.6	433.1	434.9	438.1	434.3	424.6	422.7	427.5
認知症対応型通所介護	46.8	47.5	47.6	47.8	47.1	47.5	47.6	47.8	47.2	46.0	45.6	46.0
小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)	100.4	103.7	102.0	103.0	102.2	102.7	102.5	103.3	102.2	100.5	99.8	100.8
小規模多機能型居宅介護(短期利用)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	208.8	222.1	216.1	218.9	216.9	218.3	217.7	218.3	218.3	217.2	216.3	218.0
認知症対応型共同生活介護(短期利用)	0.4	0.5	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.5	0.5
地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用以外)	8.3	8.6	8.5	8.5	8.4	8.5	8.5	8.5	8.6	8.5	8.5	8.6
地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地域密着型老人福祉施設入所者生活介護	63.6	65.8	64.8	65.9	64.5	65.7	65.3	65.6	65.5	65.3	65.2	65.3
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外)	21.4	22.4	22.1	22.6	22.4	22.8	22.8	22.9	23.2	22.9	22.9	23.2
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用)	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3
施設サービス	955.6	985.2	974.2	986.8	964.2	991.5	984.1	980.6	980.3	974.1	970.0	978.9
介護福祉施設サービス	567.2	587.9	581.0	588.7	573.5	590.5	586.7	585.2	584.4	580.9	578.3	582.2
介護保健施設サービス	342.0	349.4	345.6	349.9	343.2	352.1	349.0	346.7	347.6	344.9	343.9	348.5
介護医療院サービス	49.6	51.2	50.7	51.3	50.2	51.9	51.6	51.8	51.6	51.2	51.0	51.6

注:受給者数には、月の途中で要介護から要支援に変更となった者を含む。

統計表3 受給者1人当たり費用額の年次推移

(単位:千円)

	令和3年 4月審査分	令和4年 4月審査分	令和5年 4月審査分	令和6年 4月審査分	令和7年 4月審査分	対前年同月 増減額	対前年同月 増減率
受給者1人当たり 費用額	174.9	172.8	175.5	173.0	176.3	3.4	1.9%

注:受給者1人当たり費用額＝費用額／受給者数

費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額(公費の本人負担額を含む)の合計額である。

市区町村が直接支払う費用(償還払い)は含まない。

統計表4 都道府県別にみたサービス別受給者1人当たり費用額

令和7年4月審査分

(単位:千円)

	介護予防サービス				介護サービス			
	総数 ³⁾	介護予防居宅 サービス	地域密着型 介護予防サービス		総数 ³⁾	居宅 サービス	地域密着型 サービス	施設 サービス
全 国	28.2	22.9	95.3	全 国	206.3	125.5	183.6	330.9
北海道	26.7	21.2	87.6	北海道	199.0	102.5	189.6	326.2
青森県	27.9	21.3	102.2	青森県	211.8	136.4	221.1	321.4
岩手県	28.0	21.7	89.7	岩手県	209.7	117.3	202.5	326.2
宮城県	25.6	20.3	94.5	宮城県	209.1	116.1	199.6	327.6
秋田県	25.1	18.5	92.3	秋田県	207.9	128.8	192.1	315.6
山形県	30.8	23.8	85.3	山形県	214.0	115.2	237.1	318.8
福島県	25.5	20.0	88.0	福島県	198.1	105.1	181.5	320.2
茨城県	28.4	23.2	99.3	茨城県	202.1	112.7	184.5	318.6
栃木県	28.5	22.7	91.3	栃木県	206.1	123.9	198.6	322.5
群馬県	27.8	22.6	83.4	群馬県	212.4	131.2	201.0	325.1
埼玉県	28.8	24.1	111.6	埼玉県	189.1	119.6	169.4	330.8
千葉県	27.5	22.7	96.0	千葉県	197.3	122.8	162.2	332.0
東京都	30.6	26.2	94.9	東京都	201.6	135.0	141.0	346.4
神奈川県	27.4	22.5	93.9	神奈川県	200.5	122.5	156.4	341.1
新潟県	27.6	21.0	94.8	新潟県	220.5	119.9	220.8	325.5
富山県	22.8	17.4	83.9	富山県	208.1	112.0	183.6	340.5
石川県	27.6	21.1	100.4	石川県	215.3	123.5	220.6	324.2
福井県	28.6	21.7	87.5	福井県	219.7	121.2	228.9	323.3
山梨県	25.4	20.5	82.7	山梨県	205.6	119.8	188.1	322.7
長野県	24.3	19.2	84.7	長野県	209.7	115.5	180.3	323.1
岐阜県	24.5	19.0	101.7	岐阜県	211.0	130.3	193.0	318.0
静岡県	28.3	23.1	96.4	静岡県	204.9	117.8	188.1	325.9
愛知県	29.5	24.2	112.4	愛知県	214.4	139.6	188.8	334.2
三重県	24.8	19.6	99.6	三重県	206.9	129.2	173.9	324.6
滋賀県	24.5	19.1	82.9	滋賀県	206.4	116.1	175.5	333.4
京都府	23.7	18.5	94.2	京都府	197.7	112.6	173.5	345.3
大阪府	25.9	21.1	88.1	大阪府	208.2	146.1	156.9	342.8
兵庫県	29.3	24.4	94.7	兵庫県	210.4	130.0	177.0	335.2
奈良県	28.3	23.1	94.4	奈良県	204.8	123.3	177.5	327.9
和歌山県	27.7	22.9	104.9	和歌山県	211.1	133.2	180.7	320.0
鳥取県	32.0	25.3	90.1	鳥取県	229.9	122.0	219.4	341.4
島根県	27.3	21.5	85.0	島根県	214.0	111.3	183.6	325.4
岡山県	30.0	23.8	88.4	岡山県	210.1	115.4	215.5	327.6
広島県	30.8	24.9	95.0	広島県	211.7	120.9	212.5	328.6
山口県	25.2	20.0	80.9	山口県	206.9	114.8	194.7	325.3
徳島県	31.7	26.2	92.9	徳島県	209.1	116.7	217.2	329.5
香川県	29.7	24.0	104.5	香川県	209.8	129.4	188.4	321.3
愛媛県	26.9	21.5	101.6	愛媛県	213.8	119.6	214.5	325.9
高知県	26.4	21.5	87.3	高知県	215.9	105.0	194.8	336.3
福岡県	29.8	24.4	94.1	福岡県	212.1	125.0	206.5	330.8
佐賀県	37.1	27.8	148.8	佐賀県	217.8	129.0	221.2	321.0
長崎県	34.7	28.1	102.8	長崎県	203.8	113.0	209.2	323.2
熊本県	30.4	24.8	85.1	熊本県	209.8	120.7	209.4	332.4
大分県	31.2	26.1	80.7	大分県	212.0	138.9	208.1	328.5
宮崎県	30.5	24.1	111.3	宮崎県	217.6	145.1	196.7	319.4
鹿児島県	32.9	26.7	93.2	鹿児島県	219.7	106.1	213.2	326.2
沖縄県	26.4	21.3	84.6	沖縄県	219.2	157.3	200.7	329.1

注:受給者1人当たり費用額＝費用額／受給者数

1)費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額(公費の本人負担額を含む)の合計額である。

市区町村が直接支払う費用(償還払い)は含まない。

2)算出に用いた受給者数には、介護予防サービスは月の途中で要支援から要介護に変更になった者を含み、介護サービスは要介護から要支援に変更になった者を含む。

3)介護予防サービスの総数には介護予防支援を含み、介護サービスの総数には居宅介護支援を含む。

統計表5 総合事業サービス受給者数、サービス種類、月別

(単位:千人)

	令和6年 5月審査分	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年1月	2月	3月	4月
総 数	911.2	949.0	938.2	950.4	930.4	942.3	949.3	951.9	948.3	934.1	932.9	936.8
訪問型サービス	354.9	371.3	362.2	370.0	364.6	368.4	370.0	368.9	367.8	362.8	360.6	360.1
訪問型サービス(独自)	307.0	320.6	316.1	321.0	316.0	319.9	321.4	320.1	319.6	315.7	313.8	313.3
訪問型サービス(独自/定率)	47.0	49.8	45.3	48.3	47.8	47.7	47.9	48.0	47.5	46.4	46.2	46.1
訪問型サービス(独自/定額)	1.7	1.7	1.7	1.6	1.6	1.6	1.6	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
通所型サービス	640.4	671.6	665.3	676.3	658.7	670.6	677.9	682.5	680.5	668.8	669.4	675.1
通所型サービス(独自)	564.4	592.0	589.2	597.9	582.5	593.7	599.5	604.1	602.4	592.1	592.4	597.3
通所型サービス(独自/定率)	73.8	77.3	74.0	76.1	73.9	74.8	76.2	76.2	75.8	74.4	74.7	75.4
通所型サービス(独自/定額)	4.3	4.5	4.4	4.6	4.5	4.5	4.6	4.5	4.5	4.4	4.5	4.5
その他の生活支援サービス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の生活支援サービス(配食/定率)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の生活支援サービス(配食/定額)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の生活支援サービス(見守り/定率)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の生活支援サービス(見守り/定額)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の生活支援サービス(その他/定率)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の生活支援サービス(その他/定額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
介護予防ケアマネジメント	434.1	440.4	441.2	442.8	436.5	441.1	445.5	445.6	444.2	437.2	436.3	437.6

統計表6 サービス別にみた年間累計受給者数、年間実受給者数、費用額累計

	総数			介護予防サービス ¹⁾ 2)			介護サービス		
	年間累計受給者数 ³⁾ (単位:千人)	年間実受給者数 ¹⁾ (単位:千人)	費用額累計 (単位:百万円)	年間累計受給者数 ³⁾ (単位:千人)	年間実受給者数 ⁴⁾ (単位:千人)	費用額累計 (単位:百万円)	年間累計受給者数 ³⁾ (単位:千人)	年間実受給者数 ⁴⁾ (単位:千人)	費用額累計 (単位:百万円)
平成13年度	26 366.4	2 873.4	4 378 286	・	・	・	26 366.4	2 873.4	4 378 286
平成14年度	31 795.6	3 351.5	5 225 735	・	・	・	31 795.6	3 351.5	5 225 735
平成15年度	35 961.8	3 706.4	5 729 220	・	・	・	35 961.8	3 706.4	5 729 220
平成16年度	39 541.8	4 136.3	6 236 886	・	・	・	39 541.8	4 136.3	6 236 886
平成17年度	42 011.4	4 398.4	6 295 722	・	・	・	42 011.4	4 398.4	6 295 722
平成18年度	42 984.1	4 295.6	6 172 401	4 760.1	802.7	177 902	38 238.5	4 104.7	5 994 499
平成19年度	43 827.8	4 370.4	6 472 851	8 792.3	1 044.5	341 473	35 057.2	3 630.1	6 131 378
平成20年度	45 331.4	4 516.4	6 737 531	9 584.6	1 099.7	378 874	35 767.7	3 670.3	6 358 657
平成21年度	47 182.8	4 687.1	7 230 970	9 973.1	1 126.9	397 873	37 229.6	3 790.7	6 833 097
平成22年度	49 272.8	4 928.2	7 579 707	10 423.2	1 219.1	413 242	38 872.6	4 015.8	7 166 465
平成23年度	51 806.4	5 173.8	7 987 518	11 001.5	1 273.1	436 848	40 828.7	4 201.0	7 550 670
平成24年度	54 660.3	5 430.6	8 502 903	11 707.9	1 342.0	468 512	42 979.3	4 385.2	8 034 391
平成25年度	57 159.2	5 660.5	8 895 767	12 460.6	1 430.4	502 628	44 727.3	4 553.6	8 393 139
平成26年度	59 685.5	5 883.0	9 303 870	13 267.3	1 511.0	541 333	46 447.9	4 709.6	8 762 537
平成27年度	61 932.0	6 051.1	9 514 804	13 768.8	1 559.5	502 459	48 192.2	4 840.0	9 012 344
平成28年度	62 273.5	6 138.1	9 692 444	12 885.8	1 500.1	458 101	49 413.9	4 975.5	9 234 343
平成29年度	60 424.1	6 041.2	9 931 984	9 737.9	1 228.1	298 600	50 705.5	5 095.8	9 633 384
平成30年度	60 709.4	5 973.5	10 153 649	8 776.7	1 019.1	242 922	51 950.6	5 179.2	9 910 728
令和元年度	62 038.6	6 111.1	10 509 517	9 361.1	1 092.9	263 803	52 697.0	5 272.3	10 245 714
令和2年度	63 163.5	6 219.0	10 778 334	9 726.2	1 099.5	270 505	53 458.4	5 328.0	10 507 829
令和3年度	64 830.0	6 381.7	11 029 131	10 102.2	1 144.3	279 726	54 749.7	5 468.7	10 749 404
令和4年度	65 857.7	6 524.4	11 191 213	10 352.0	1 184.7	283 182	55 528.2	5 591.6	10 908 031
令和5年度	67 079.4	6 632.0	11 513 921	10 808.1	1 244.6	299 302	56 294.7	5 666.5	11 214 619
令和6年度	68 597.3	6 754.0	11 938 109	11 431.7	1 303.9	320 244	57 191.2	5 731.1	11 617 866

注: 1年間のうち介護予防サービスと介護サービスの両方を受けたものは、それぞれに計上している。

1)平成18年度に要介護区分を細分化し、介護予防サービスを創設した。

2)平成26年の介護保険法改正に伴い、介護予防サービスのうち「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」は、平成29年度末までに「介護予防・日常生活支援総合事業」における

「介護予防・生活支援サービス事業(第一号事業)」に移行された。

3)「年間累計受給者数」は、各年度と5月から翌年4月の各審査月の介護予防サービス又は介護サービス受給者数の合計であり、各審査月の受給者数には介護予防サービスは月の途中

で支援から要介護に変更になった者を含み、介護サービスは月の途中で要介護から要支援に変更になった者を含む。

4)「年間実受給者数」は、各年度と4月から翌年3月の1年間において一度でも介護予防サービス又は介護サービスを受給したことのある者の数であり、同一人が2回以上受給した場合は

1人として計上している。ただし、当該期間中に被保険者番号の変更があった場合には、別受給者として計上している。

用語の定義

(1) 原審査

介護サービスを提供した事業所から請求のあった介護給付費明細書等に対する各都道府県国民健康保険団体連合会の審査をいい、計画単位数を超える請求があった場合は査定減点されることがある。

なお、原則としてサービス提供月の翌月が審査月となっている。

(2) 受給者数

介護予防サービス又は介護サービスを受給し、当該審査月に保険請求のあった者の数であり、同一被保険者が同一月に2種類以上のサービスを受けた場合、サービスごとにそれぞれ計上するが、総数、小計には1人と計上している。

なお、年間累計受給者数は、各審査月の受給者数を合計している。

(3) 年間実受給者数

各年度とも4月から翌年3月の1年間において一度でも介護予防サービス又は介護サービスを受給したことがある者の数であり、同一人が2回以上受給した場合は1人として計上している。ただし、当該期間中に被保険者番号の変更があった場合には、別受給者として計上している。

(4) 年間継続受給者数

各年度とも4月から翌年3月の各サービス提供月について1年間継続して介護予防サービス又は介護サービスを受給した者をいう。

(5) 認定者数

要介護（要支援）認定を受け、介護保険の受給資格がある者として、審査月の前月中に受給者台帳に登録されている者をいう。

(6) 費用額

審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額と公費負担額、利用者負担額（公費の本人負担額を含む）の合計額である。市区町村が直接支払う費用（償還払い）は含まない。

(7) 単位数

介護サービス費用の単位であり、1単位の単価は地域により異なる。

(8) 介護予防居宅サービス・居宅サービス

① 訪問介護

居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をいう。

② 介護予防訪問入浴介護、訪問入浴介護

居宅を訪問し、浴槽を提供されて受ける入浴の介護をいう。

③ 介護予防訪問リハビリテーション、訪問リハビリテーション

居宅で心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法等のリハビリテーションをいう。

④ 介護予防訪問看護、訪問看護

居宅で看護師等から受ける療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。

⑤ 通所介護

老人デイサービスセンター等の施設に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練をいう。

⑥ 介護予防通所リハビリテーション、通所リハビリテーション

介護老人保健施設、介護医療院、病院・診療所に通って受ける心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法等のリハビリテーションをいう。

⑦ 介護予防福祉用具貸与、福祉用具貸与

日常生活上の便宜を図るための用具や機能訓練のための用具で、日常生活の自立を助けるもの（厚生労働大臣が定めるもの）の貸与をいう。

⑧ 介護予防短期入所生活介護、短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等の施設や老人短期入所施設への短期入所で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練をいう。

⑨ 介護予防短期入所療養介護、短期入所療養介護

介護老人保健施設、病院等への短期入所で受ける看護、医学的管理下の介護と機能訓練等の必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。

⑩ 介護予防居宅療養管理指導、居宅療養管理指導

居宅要介護者等について、病院、診療所等の医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等により行われる療養上の管理及び指導をいう。

⑪ 介護予防特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居する要介護者等が、特定施設サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をいう。

※ ⑪で「短期利用」とある場合は、一定要件を満たす特定施設における、空室がある場合の短期利用のサービスをいう。

(9) 介護予防支援

居宅要支援者の依頼を受けて、心身の状況、環境、本人や家族の希望等を勘案し、介護予防サービスや地域密着型介護予防サービスを適切に利用するための介護予防サービス計画等の作成、介護予防サービス提供確保のための事業者等との連絡調整その他の便宜の提供等を行うことをいう。

(10) 居宅介護支援

居宅要介護者の依頼を受けて、心身の状況、環境、本人や家族の希望等を勘案し、在宅サービス等を適切に利用するために、利用するサービスの種類・内容等の居宅サービス計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等との連絡調整その他の便宜の提供等を行うとともに、介護保険施設等への入所が必要な場合は施設への紹介その他の便宜の提供等を行うことをいう。

(11) 地域密着型介護予防サービス・地域密着型サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回訪問又は通報を受け、居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、看護師等から受ける療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。

② 夜間対応型訪問介護

夜間において、定期的な巡回訪問又は通報を受け、居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をいう。

③ 地域密着型通所介護

小規模の老人デイサービスセンター等の施設に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練をいう。

④ 介護予防認知症対応型通所介護、認知症対応型通所介護

認知症の要介護者（要支援者）が、デイサービスを行う施設等に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練をいう。

⑤ 介護予防小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護

居宅又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、又は短期間宿泊させ、当該拠点において受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練をいう。

⑥ 介護予防認知症対応型共同生活介護、認知症対応型共同生活介護

比較的安定した状態にある認知症の要介護者（要支援者）が、共同生活を営む住居で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練をいう。

⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居する要介護者等が、地域密着型サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をいう。

⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設に入所する要介護者が、地域密着型サービス計画に基づいて受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。

⑨ 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスをいう。

※⑤及び⑨で「短期利用」とある場合は、一定要件を満たす当該サービスにおける、短期利用に活用可能な宿泊室がある場合の短期利用のサービスをいう。

⑥及び⑦で「短期利用」とある場合は、一定要件を満たす当該サービスにおける、空室がある場合の短期利用のサービスをいう。

(12) 施設サービス

① 介護福祉施設サービス

介護老人福祉施設に入所する要介護者が、施設サービス計画に基づいて受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。

(介護老人福祉施設・・・老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が30人以上であるものに限る。）で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入所する要介護者が、施設サービス計画に基づいて受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことを目的とする施設)

② 介護保健施設サービス

介護老人保健施設に入所する要介護者が、施設サービス計画に基づいて受ける看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。

(介護老人保健施設・・・介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設)

③ 介護医療院サービス

介護医療院に入所する要介護者が、施設サービス計画に基づいて受ける療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。

(介護医療院・・・介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設)

(13) 訪問介護内容類型

- ・身体介護・・・利用者の身体に直接接触して行う介護等と、日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。
- ・生活援助・・・日常生活に支障が生じないように行われる調理・洗濯・掃除等をいう。
- ・通院等乗降介助・・・利用者の通院等のために指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、自ら運転する車両への乗車・降車の介助を行い、併せて乗車前・降車後の屋内外での移動等の介助、又は通院先・外出先での受診等の手続・移動等の介助を行うことをいう。

(14) 総合事業

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とする「介護予防・日常生活支援総合事業」をいう。